

## 期日報告書 28

2022年10月24日

函館市 御中

さくら共同法律事務所  
弁護士 河合 弘之  
外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

### 記

1 期日 2022年10月19日（水）15時

東京地方裁判所103号法廷

第28回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護士10名（河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、只野靖、白日光、望月賢司、

金裕介、兼平史、大河陽子、北村賢二郎）

相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席

3 弁論の更新

裁判官の交代により、弁論の更新。原告被告双方とも、従前どおりの主張立証を承継。

4 準備書面の陳述・証拠調べ

当 方：準備書面（48）（漂流軽石による冷却機能喪失の検討不足）

準備書面（49）（大間北方沖活断層について 主張の補充その2）

証拠説明書（46）

甲D179～184（いずれも写し）

相手方（被告国）：第26準備書面（震源を特定せず策定する地震動、令和3年4月改訂の設置許可基準規則の解釈等）

乙A証拠説明書（21）

乙A216～239

相手方(被告電源開発)：なし

4 口頭説明と裁判長の質問

(1) 原告代理人青木弁護士が、準備書面（48）について、パワーポイント資料を投影して口頭説明を行った（約25分間）。

(2) 口頭説明を受けて、裁判長から、原告の主張する「漂流軽石」の意味について、噴火した火口が海底のかなり深い場所である場合に、海面より上にあがってこない軽石は「降下する物」に当たらず、いったん海面より上にあがって落ちてくる軽石のみが「降下する物」に該当するという理解か？と質問がありました。

原告代理人青木弁護士から、両方ともが「降下する物」に当たると解することもできるし、他方、海面より上にあがらずに漂流する軽石は「降下する物」という文言に該当しないようにも解せられると回答しました。

これを受けて裁判長から、いずれにせよ海面を漂流していたら漂流軽石に該当するのかと質問に、原告代理人青木弁護士がそうである旨を回答しました。

5 次回期日

2023年3月1日（水）15時 @東京地裁103法廷

第29回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定。）

以上